

甲状腺検査通知書等作成・送付業務委託（令和7年度契約④）仕様書

1 委託業務内容

甲が行う甲状腺検査の対象者に送付する甲状腺検査通知書等の作成・送付業務（令和7年度契約④）。なお、詳細な業務内容については次の（１）～（５）のとおりとする。

（１）作成する通知書等

区分・項目		仕 様	数 量
甲状腺検査のお知らせ・同意確認書兼問診票			
1	甲状腺検査のお知らせ・同意確認書兼問診票	A 3、二つ折り、上質 7 0 kg、両面 4 色（宛名印字）、切り取り線 1 本	7,400 部
2	冊子：令和 7 年度 福島県「県民健康調査」甲状腺検査 検査の手引き（第 4 版）	表紙・本文：2 4 P（A 3×6 枚） 上質 5 5 kg、オールカラー、中とじ	7,400 部
3	冊子：検査のメリット・デメリット	表紙・本文：8 P（A 3×2 枚） 上質 5 5 kg、オールカラー、中とじ	7,400 部
4	返信用封筒	長 3 封筒、タック付き（色つき、色については医大が指示する）	7,400 部
5	送付用封筒	角 2 0 封筒、窓付き（色つき、色については医大が指示する）、開封用切り取り線 1 本	7,400 部
6	データ検証・宛名印字作業		7,400 件
7	封入封緘・郵便局渡し	1・2・3・4を5に封入封緘する。	7,400 件
令和 7 年度 福島県「県民健康調査」甲状腺検査のお知らせ			
8	令和 7 年度 福島県「県民健康調査」甲状腺検査のお知らせ	A 3、DM折り、上質 7 0 kg、フルカラー（宛名印字）	30,000 部
9	冊子：検査のメリット・デメリット	表紙・本文：8 P（A 3×2 枚） 上質 5 5 kg、オールカラー、スクラム製本、DM折り	30,000 部
10	送付用封筒	長 3 封筒、窓付き、表面 2 色・裏面 1 色（色つき、色・デザインについては医大が指示する）	30,000 部
11	データ検証・宛名印字作業		30,000 件
12	封入封緘・郵便局渡し	8・9を10に封入封緘する。	30,000 件
【備考】 甲状腺検査のお知らせ・同意確認書兼問診票 ・発送予定回数：一次検査チーム 4 回～7 回 ・発送予定日：令和 7 年 1 1 月中旬～令和 8 年 2 月上旬 令和 7 年度 福島県「県民健康調査」甲状腺検査のお知らせ ・発送予定回数：拠点調整チーム 2 回 ・発送予定日：令和 7 年 1 2 月上旬～令和 8 年 1 月下旬			

※表中の 1～5 及び 8～1 0 については、甲が提示する原稿に基づき作成し、初稿に対して校正を

行う。

(2) データ検証作業

甲から受け取った対象者の氏名・住所等のデータについて、甲の指示により印字するためのデータ検証作業を行う。

(3) 宛名印字作業

「甲状腺検査のお知らせ・同意確認書兼問診票」及び「令和7年度 福島県「県民健康調査」甲状腺検査のお知らせ」に印字する宛名（住所、氏名、カスタマバーコード）等については、甲が作成した対象者の氏名・住所等のデータを都度受け取り、そのデータに基づき宛名、検査実施日時及び検査場所を甲が指定した場所に印字する。

(4) 封入・封緘作業

作成した通知書等を上記（１）の表の区分により封入・封緘する。

(5) 郵便局渡し作業

上記（４）で封入・封緘した封書を、受取人の住所または居所の郵便区番号ごとに区分の上、その都度甲の指定する日までに福島中央郵便局に引き渡す。

2 特記事項

(1) 成果品の著作権等については契約書のとおり。

(2) 福島県「県民健康調査」甲状腺検査 検査の手引きの表紙には、医大が指示・提供するイラストを使用すること。

(3) 福島県「県民健康調査」甲状腺検査 検査の手引きには、医大が指示・提供するイラストのほか、上記（２）で提供したイラストに近いテイストで統一性のある最大５点のイラストを使用すること。

(4) 上記１（１）の表中３の冊子：検査のメリット・デメリットには、医大が指示・提供するイラストのほか、上記（２）で提供したイラストに近いテイストで統一性のある最大３点のイラストを使用すること。

(5) 福島県「県民健康調査」甲状腺検査のお知らせには、医大が指示・提供するイラストを使用すること。

(6) 福島県「県民健康調査」甲状腺検査のお知らせには、医大が指示・提供するイラストのほか、上記（５）で提供したイラストに近いテイストで統一性のある最大１０点のイラストを使用すること。

(7) 上記１（１）の表中９の冊子：検査のメリット・デメリットには、各印刷物で統一性のある最大１５点のイラストを使用すること。

(8) 本業務において作成した各種コンテンツは、福島県立医科大学のホームページ、ポスターやパンフレット等への掲載、又は福島県立医科大学が許可した媒体において二次使用等を行う場合がある。

(9) 上記１（１）の表中２～５及び８～１０で作成する通知書等に使用する文字フォントは、原則としてユニバーサルデザインに配慮したフォントを使用し、その書体の選択・大きさ・使い方に配慮して作成すること。

(10) 上記１（１）の表中２～５及び８～１０で作成する通知書等については、植物由来の油を使用したインキ（いわゆる「植物油インキ」、「大豆油インキ」）で印刷すること。

(11) 上記１（１）の表中１～３及び８～１０の電子データを PDF 形式の圧縮しないもので納品すること。また使用したイラストについては、画像データを PNG ファイルで納品すること。

3 履行期限

令和８年３月３１日